

(表)

第 _____ 号	
官職 _____	
氏名 _____	
成田国際空港の安全確保に関する 緊急措置法第3条第4項の職員の証	
国土交通大臣	印
年 月 日 発 行	年 月 日 限り有効

第一号様式（第二条関係）

六・五センチメートル

六・五センチメートル

九センチメートル

(裏)

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法抜粋
(工作物の使用の禁止等)

第三条 国土交通大臣は、規制区域内に所在する建築物その他の工作物について、その工作物が次の各号に掲げる用に供され、又は供されるおそれがあると認めるときは、当該工作物の所有者、管理者又は占有者に対して、期限を付して、当該工作物をその用に供することを禁止することを命ずることができる。

一 多数の暴力主義的破壊活動者の集合の用

二 暴力主義的破壊活動等に使用され、又は使用されるおそれがあると認められる爆発物、火炎びん等の物の製造又は保管の場所の用

三 成田国際空港又はその周辺における航空機の航行に對する暴力主義的破壊活動者による妨害の用

3 国土交通大臣は、第一項の禁止命令をした場合において必要があると認めるときは、当該命令の履行を確保するため必要な限度において、その職員をして、当該工作物に立ち入らせ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第三項の規定による立入り又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第九条

2 第三条第三項の規定による立入りを拒み、若しくは妨げ、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五万円以下の罰金に処する。